法政大学学術機関リポジトリ
HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2025-07-04

日本学術会議史学委員会博物館・美術館等の組織運営に関する分科会が提言する学芸員の二区分案について

金山，喜昭

(出版者 / Publisher)
法政大学資格課程
(雑誌名 / Journal or Publication Title)
法政大学資格課程年報
(巻 / Volume)
10
(開始ページ / Start Page)
55
(終了ページ / End Page)
62
(発行年 / Year)
2021-03-31
(URL)
https://doi.org/10.15002/00024776

日本学術会議史学委員会博物館・美術館等の組織運営に関する分科会が提言する学芸員の二区分案について

法政大学キャリアデザイン学部教授　金山喜昭

はじめに

日本学術会議史学委員会博物館・美術館等の組織運営に関する分科会（以後、「学術会議」とする）は、博物館法改正に向けて、平成 29（2017）年 7 月に（提言）「21 世紀の博物館・美術館のあるべき姿―博物館法の改正へ向けて」[註1] を発表したことに続き、令和 2(2020) 年 8 月にも（提言）「博物館法改正へ向けての更なる提言～ 2017 年提言を踏まえて～」[註2] を公表した。主な改正点の一つとして、学芸員の専門的能力の養成や向上をはかるために、大学院の養成課程の設置やリカレント教育等の拡充を指摘し、これまでの学芸員制度について学部卒により取得する「二種学芸員」と、修士課程以上の学位等を要件とする「一種学芸員」に区分し、後者を明確に研究者としても位置づけ、研究機関指定を受けた博物館では研究者番号を与えることができるようにすることを提言している。提言書の要旨部分の該当箇所では、次のように記されている[註3]。

- 学芸員制度の改正による学芸員の区分の設定
  「一種学芸員」と「二種学芸員」に区分した新たな学芸員資格の導入。
- 学芸員による独創的な研究を可能とする新制度設計
  学芸員による業務から離れた自由な研究活動の意義も認め、独創的な研究を可能にする研究環境の基盤整備を講ずるべきである。

本稿は、博物館がおかれている現状と照らし合わせたうえで、この提言の妥当性について検討するものである。

1．博物館の現状

日本博物館協会による「博物館総合調査」[註4]（以後、本稿では「総合調査」とする）は、博物館の実態に即した運営状況を把握することができる。同報告書により博物館の現状を見ることにする。

(1) 学芸系職員

博物館にとって学芸員は何よりも必要な経営資源である。ところが、現状の博物館は学芸員の配置が不十分となっている。総合調査で回答のあった 2,128 館の博物館全体で学芸員が未配置の博物館は 16.5％にのぼる。設置者別にみると、町村立 28.7％、市立 17％、県立 6.4％というように、中でも町村立の 3 割近くで学芸員が不在となっている。図 1 に示すように 1 館当

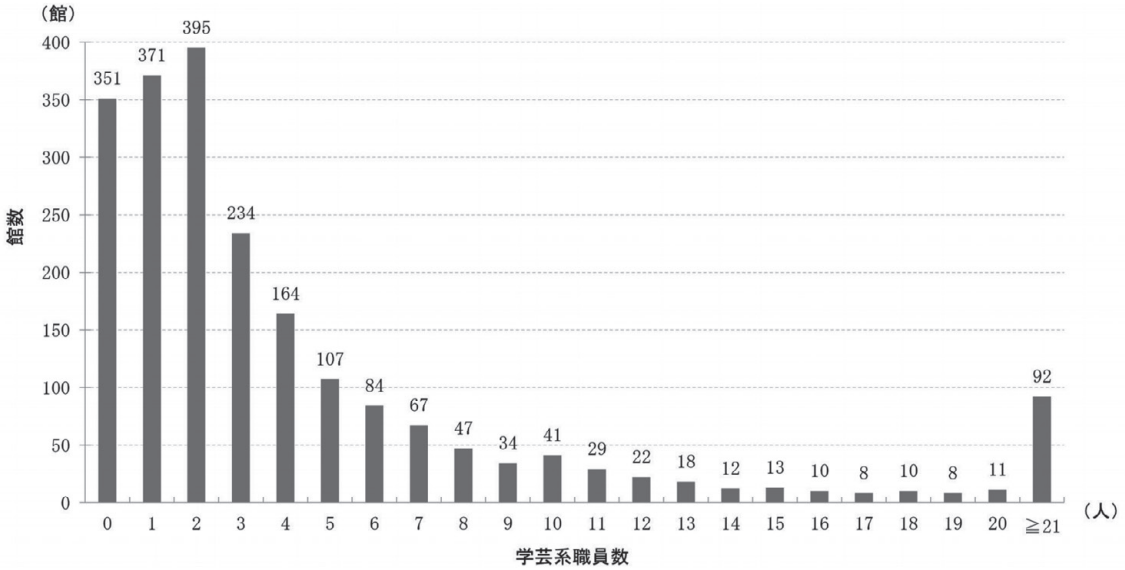

図 1　雇用している学芸員数（非常勤、兼任を含む）からみた館数の分布（公益財団法人日本博物館協会『令和元年度日本の博物館総合調査報告書』令和 2 年 9 月より）

たりの学芸員数（非常勤、兼任を含む）と館数との関係をみると、学芸員を配置している 1,777 館のうち 1～3 名で事業を実施している館が 1,000 館（56.3％）を占めるなど、少人数の館への偏りが極めて大きい。博物館の平均的な職員体制は、常勤職員 3 名、そのうち学芸員資格保有者 1 名、非常勤職員 1 名となっている。中には国立や県立の大型館のように学芸系職員を 21 名以上も配置する特異なところもあるが、圧倒的に多くの館は少ない学芸員数にとどまっているのが現状である。

1990 年代以降、博物館の経営上、国公立館には大きな変化が生じている。2003（平成 15）年、「公の施設」のより効果的、効率的な管理を行うという行政改革を実施する意図で地方自治法が改正され、民営化、市場化を基調とする指定管理者制度が公立博物館に導入された。また、同じ文脈により、国ではそれに先立ち、独立行政法人制度を設けて、2001（平成 13）年に「国立の博物館」にも同制度が導入された。以来、国公立館では常勤職員の削減により職員の非正規化が進むようになり、学芸系職員においてもその傾向が顕著になっている。博物館を持続的に経営していくために、学芸員の非正規化は致命的な欠陥を生じさせることが懸念されるところである。

		支出総額の平均（千円）			
		平成8年度	平成15年度	平成19年度	平成30年度
全体		131,280	118,536	113,381	105,600
設置者	1 国	546,809	606,375	602,381	541,504
	2 都道府県・指定都市	320,842	279,536	271,935	238,341
	3 市・区	92,793	85,068	69,349	59,699
	4 町・村	28,004	20,777	22,900	24,732
	5 公益法人・一般法人等	85,069	102,071	100,511	96,244
	6 会社・個人等	315,888	189,504	184,017	126,585

表１　設置者別支出総額の推移（公益財団法人日本博物館協会『令和元年度日本の博物館総合調査報告書』令和２年９月より）

（%）

	平成9年	平成16年	平成20年	平成25年	令和元年
	(N=1,891)	(N=2,030)	(N=2,257)	(N=2,258)	(N=2,314)
	一番目				
1. 調査研究活動	7.8	7.3	7	6.8	6.8
2. 収集保存活動	17.1	11.1	9.6	10	8.1
3. 展示活動	59.5	61.6	63	62.2	64.3
4. 教育普及活動	12.4	15.8	17.2	17.3	18
5. レクリエーション	1.6	2.2	1.5	2.1	1.9
無回答	1.6	2	1.7	1.6	0.8
	二番目				
1. 調査研究活動	13.4	11.6	11.1	11.1	11.6
2. 収集保存活動	30.5	24.8	23.9	21.2	20.9
3. 展示活動	22.7	22.2	21.8	24	21.7
4. 教育普及活動	26.2	32.4	34.6	36.9	38.9
5. レクリエーション	3.1	3.5	3.5	3.9	4.6
無回答	4.2	5.5	5.2	2.9	2.4
	三番目				
1. 調査研究活動	27.3	25.1	27.9	26.4	28.3
2. 収集保存活動	22.6	26.9	25.4	28	26.2
3. 展示活動	9.5	8.6	8.5	7.5	8.6
4. 教育普及活動	26.9	23.4	21.8	24.3	22.1
5. レクリエーション	6.2	6.7	7	8.5	10.5
無回答	7.5	9.2	9.4	5.4	4.2

表２　力を入れている活動（全体／時系列比較）（公益財団法人日本博物館協会『令和元年度日本の博物館総合調査報告書』令和２年９月の表をもとに一部改変）

(2) 財政状況

総合調査で回答のあった1,506館の「総収入」の平均値は9,026万円、総支出は1億560万円（1,760館）となる。但し、大規模館と小規模館との財政規模の幅が大きいことを考慮しておかなければならない。具体的にみれば、国立35館（全体の2.3%）の平均総収入は6億7,963万円、都道府県・指定都市立254館（16.9%）は1億8,476万円、市・区立703館（46.7%）は4,297万円、町・村立208館（13.8%）は1,828万円である。支出でみれば、国立は5億4,150万円、都道府県・指定都市立は2億3,834万円、市・区立は5,970万円、町・村立は2,473万円である。平成8年度以降の支出総額の経年変化を見ると、市・区及び会社・個人等の支出が大幅に減少している。博物館の年間の総支出額はこの20年間の平均で約2,500万円以上減少しており、厳しい財政状況となっている（表1）。

(3) 博物館が力を入れている活動

博物館の活動は、博物館法第2条（定義）において明記されるように、博物館の主要事業として定式化されている。総合調査では、調査研究活動、収集保存活動、展示活動、教育普及活動、レクリエーションの5項目について、館として力を入れている活動を三番目まで選択する設問により、博物館現場の意識や実情を調査した。回答のあった2,314館のうち、

第一番目は展示（64.3%）が最も高く、次いで教育普及（18%）となる。調査研究、収集保存あるいはレクリエーションを一番目に挙げている館はそれぞれ10%未満に過ぎない。平成9年以降の経年変化をみると、同じような傾向で推移しているものの、より一層展示や教育普及に偏重する一方、調査研究や収集保存が手薄となる傾向をみてとることができる（表2）。

このような状況は、国や自治体の行政改革により博物館にも事業の合理化や効率化、来館者サービス等が問われるようになり、来館者数を数値目標にする動向が顕著になっていることと無関係ではないと思われる。国公立館では展覧会やイベント等の事業回数を増やし、来館者数の増加につなげる取り組みが行われている。しかし、その反面では調査研究や収集保存という博物館の基礎機能にかかわる業務が脆弱化しており、博物館の適正な運営をはかる観点からいえば憂慮すべきことである。

(4) 科学研究費補助金の獲得状況

次に、学術会議が提言するように、学芸員を研究者として位置づけて研究機関指定を受けた博物館を振興させることに関連して、現在の博物館の科学研究費補助金（以後、「科研費」とする）の獲得状況についてみることにする。

最新の科学研究費の採択状況については、『令和2年度科学研究費助成事業の配分について』（令和2年12月文部科学省研究振興局）から知ることができる。表3は、設置者別にみた博物館の科研費補助金の採択状況をまとめたものである。採択件数は国立が56.3%と半数以上を占めており、都道府県立、指定都市、公益法人、市立と続き、町村立はゼロである。国公立の件数は、国立191件、都道府県立90件、指定都市42件、市立2件というように、国立が際立って高くなっており、基盤研究Aが16件あるように大型研究プロジェクトが採択を受けていることも特筆される。令和2年度の新規採択件数をみても、やはり国立は56件（全体の53.8%）というように同じく高い傾向となっている。ちなみに都道府県立の新規採択件数は26件、指定都市は16件、市立は0件、公益法人は6件である。設置者ごとの新規採択率をみると、国立が35.9%、都道府県は26%、指定都市は30.8%、市立0%、公益法人85.7%となるが、例数が少なく単純な比較が難しい公益法人を除くと、やはり国立の採択率が最も高くなっている。

	採択件数		基盤研究の件数（件）			新規応募件数		新規採択件数		新規採択率（%）
	件数（件）	全体（339件）に対する割合	基盤研究A	基盤研究B	基盤研究C	件数（件）	全体（319件）に対する割合	件数（件）	全体（104件）に対する割合	
国立	191	56.3%	16	39	76	156	48.9%	56	53.8%	35.9%
都道府県立	90	26.5%	1	6	49	100	31.3%	26	25.0%	26.0%
市立（指定都市）	42	12.4%	0	2	25	52	16.3%	16	15.4%	30.8%
市立	2	0.6%	0	0	1	4	1.3%	0	0.0%	0.0%
町村立	0	0.0%	0	0	0	0	0.0%	0	0.0%	0.0%
公益法人	14	4.1%	0	1	11	7	2.2%	6	5.8%	85.7%
会社、個人等	0	0.0%	0	0	0	0	0.0%	0	0.0%	0.0%

表3　設置者別にみた博物館の科学研究費補助金の採択状況（文部科学省研究振興局　『令和2年度科学研究費助成事業の配分について』令和2年12月より作成）

	総額（千円）	全体の総額（722,988千円）に対する割合	採択館平均（千円）
国立	535,788	74.1%	53,579
都道府県立	116,480	16.1%	7,280
市立（指定都市）	49,920	6.9%	16,640
市立	1,560	0.2%	1,560
町村立	0	0.0%	0
公益法人	19,240	2.7%	3,207
会社、個人等	0	0.0%	0

表４　直接経費と間接経費を合計した経費の配分状況（文部科学省研究振興局『令和２年度科学研究費助成事業の配分について』令和２年 12 月より作成）

表４は、直接経費と間接経費を合計した経費の配分状況を設置者別に示したものである。国立は採択された博物館全体の実に 74.1％の高い配分を受けている。基盤研究Ａ・Ｂのように大型、中型の研究プロジェクトが一定数含まれていることによる。国立館１館あたりの平均は 5,360 万円であるが、都道府県立は全体の 16.1％となり、１館あたりの平均は 730 万円、指定都市は 6.9％で 1,660 万円、市立は 0.2％で 160 万円、公益法人は 2.7％で 320 万円となる。つまり、国立館は採択件数や採択率ばかりでなく、経費の配分額についても突出している。

博物館のうち科研費を受けることのできる研究機関は 48 館[註5] であるように、博物館全体（5,738 館：平成 30 年度社会教育調査）からみれば僅かである。そして、ここまでみてきたように国立に科研費の獲得が偏在化している。

このことは、国立館に配置される学芸系職員の研究活動の能力が高いとみるよりも、むしろ都道府県立などは申請できる学芸員数が限られることや、研究活動に時間を割くことのできるエフォートの少なさ、関連経費の不足、施設面の制約などにより不利な条件にあるとみるべきものと思われる。科研費研究機関であっても国立館と都道府県立館などとのこうした格差の是正は、博物館の研究活動の振興をはかるために、今後解決しなければならない課題である。

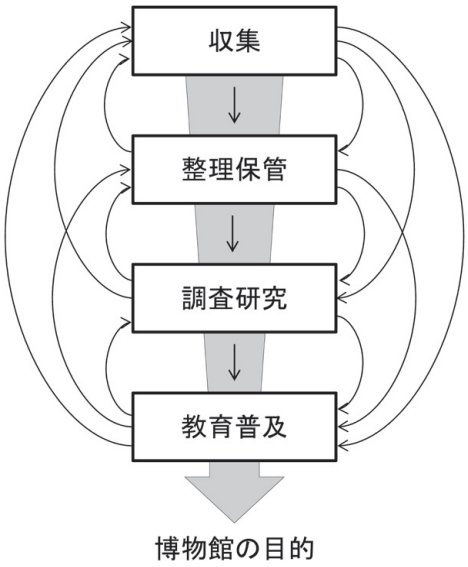

図２　博物館機能の循環関係（鶴田総一郎 1956「博物館総論」より）

２．学芸員の研究活動とは

次に、学術会議が提言するように、「学芸員による業務から離れた自由な研究活動の意義も認める」ということに関連して、博物館における研究の位置づけや性格について確認しておきたい。

博物館における研究は、収集⇒整理・保管⇒調査研究⇒教育普及という博物館機能上の一部としてある（図２）。各機能は決して個々に独立したものではなく、相互に関連し合いながら総体として博物館機能が成り立っている。博物館の性格によるところもあるが、基本的に各機能は、バランスよく資源配分が行われなければならず、それができてこそ博物館は社会教育機関としての活動成果を上げることができる。

博物館法では、第四条第四項「学芸員は、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる」と学芸員が行う専門的業務の一つに調査研究が位置づけられている。「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」の第七条には調査研究について「博物館は、博物館資料の収集、保管及び展示等の活動を効果的に行うため、単独で又は他の博物館、研究機関等と共同すること等により、基本的運営方針に基づき、博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究並びに博物館資料の保管及び展示等の方法に関する技術的研究その他の調査研究を行うよう努めるものとする」と明記されている。日本博物館協会が定めた「博物館の原則」にも、原則６「博物館は、調査研究に裏付けられた活動によって、社会から信頼を得る」とあり、それに関連して、「博物館関係者の行動規範」には規範６「調査研究：博物館に携わる者は、博物館の方針に基づき、調査研究を行い、

その成果を活動に反映し、博物館への信頼を得る。また、調査研究の成果を積極的に公表し、学術的な貢献を行うよう努める」と規定されている。

学芸員による研究は、資料に関連する学術領域の研究だけではない。コレクション管理に関する収集、整理保管、情報活用、保存科学や、展示、教育普及、地域連携等、博物館に関連するすべての事項が「博物館研究」である。学芸員が博物館研究に取り組む意義は、学芸員のキャリア形成をはかるばかりでなく、研究成果を様々な形で社会に還元することにあることは言うまでもない。

学芸員が携わる研究は、個人としてではなく、あくまでも博物館という組織の一員として、博物館の使命に基づいて博物館内の合意形成を踏まえて行われるものでなければならない。博物館の機能上のシステムを維持発展させるため、一部の機能に偏り全体のバランスを崩すことがないよう配慮する必要があるからである。学芸員がどのようなことを研究テーマとするかは、学芸員が作成する研究計画と、博物館の運営戦略との整合性をはかることによって決められる。

3．学芸員を研究職と認定することについて

学術会議が提言するように、博物館法改正の中で、学芸員を研究職と認定することについては、次のような理由から問題があると思う。

第一に、提言では、学芸員に業務から離れた自由な研究活動の意義を認めているが、学芸員の研究は先述したように博物館の使命に照らし合わせて行われるものである。学芸員がそれを踏まえずに個人的に自由に研究することになれば、博物館のガバナンスが働かず、博物館機能のシステムに障害を生じさせかねなくなることが懸念される。

また、総合調査からも明らかなように、博物館の現場は展示活動や教育普及の業務に偏っている。展示活動とは特別展や企画展などの展覧会のことであり、教育普及とは講座、講演会、アウトリーチ活動、ワークショップ、ボランティア養成、ギャラリートークなど幅広い活動を総称する。いずれも対外的な活動として、財政難の公共団体にとっては利用料金（入館料など）を少しでも増やして赤字分を補填することや、利用者サービスのために、その充実をはかることが設置者から求められているからである。しかし、そのために博物館の機能的なシステムに障害が生じている。実際のところ大多数の博物館現場では、調査研究に一定のエフォートを割けない状況が恒常化しており、仮に学芸員を研究職に位置付けても実現性を期待することは難しいと思われる。

第二に、研究職に認定される学芸員を制度的に位置づけたとしても、現状の科研費研究機関に指定されている国立館と公立館など大規模な館が恩恵を受けることになり、大多数の館は取り残されてしまうと思われる。少しでも多くの博物館に対して実効的なものにするためには人事や予算などが必要となる。

学芸員を研究職に位置づけるためには、地方公共団体の人事制度や予算の確保などの点での問題がある。人事制度上は研究職としての発令、専用の棒給表を適用することになるが、人事制度の変更は公共団体に任されている。また、予算的にも科研費の機関指定を受けるために、地方公共団体は一定額の個人研究費を負担しなければならない。しかし行政改革や厳しい財政状況のなかで、公共団体がその負担をするかどうかは疑問である。それが不可能ならば国が補助することも想定されるが、それを期待することもできそうもない。さらに、国が地方公共団体の人事制度に注文をつけることは地方分権に逆行しているともいえよう。

第三に、学芸員の二区分案は学芸員同士の心理的な分断や、学芸員の上下関係による階層化を招くことになり、学芸員同士の信頼関係が軋むことになりかねない。学芸員は他館の学芸員とは対等関係のもとで、資料の貸借や情報交換、共同調査、共同企画展、巡回展、研修などを実施している。今後、地域の大型館と中小館との連携やネットワーク形成をはかるにしても、その前提は学芸員の対等な人間関係があってのことである。

現状、中小規模の博物館の学芸員たちは、少人数の体制で、日常的に多岐にわたる業務をこなしている。資料の収集、整理保管、調査研究、展示、教育普及に関する様々なイベントなどのほかにも、館によっては会計や庶務などの事務業務、地域では市民や団体、学校との連携において教育者の役割もこなしている。それぞれに業務をこなすなかで、学芸員としてのプロの自覚が生まれ、地域や市民からは信頼を受けている学芸員は多い。

学芸員のスキルや知識、経験、思いをもって組織で働き、それに対して昇給や昇進、実績、人とのつながり、やりがい、名誉等を得ながら、キャリア形成をしているのである。ところが、「一種学芸員」と区別されて、「二種学芸員」になれば、学芸員たちのキャリアは否定され、自己喪失を招くことが懸念される。

第四に、博物館は社会教育機関であるにもかかわらず、研究職に認定された一部の学芸員を上位に置き、一般の学芸員を下位におくという学芸員の二区分案は、どうしても理解することができない。

博物館は、昭和 26（1951）年に博物館法が制定されて以来、教育法の体系に位置づけられてきた。また、博物館学研究からも教育機関と定義されてきた。例えば、鶴田総一郎は博物館を、その業務の成果を一般に教育普及させることを目的にする社会教育機関と規定した[註6]。加藤有次も同様の見解を示しながら、かつ博

物館が各地に存在する意義について、その土地や地域に特有の文化を保存し、未来の社会に活用する必要性を説いている[註7]。倉田公裕・矢島國雄も、博物館は博物館活動を行い、社会の教育を役割とする機関であると定義する[註8]。最近では、鷹野光行は改めて博物館が教育機関として生涯学習のための機関であることを力説している[註9]。

つまり、博物館は資料を収集、保管整理、調査研究、教育普及するという機能をバランスよく循環させることにより、地域の生活・文化の向上をはかるための社会教育機関である。それは、これまでも、これからも変わりない。博物館法の改正にあたっても、その根本的な考え方は変わらないはずである。

おわりに

博物館の学芸員は、社会的な使命を達成するために、資料収集、整理保管、調査研究、展示、教育普及などの業務を担当する。現実のところ、大多数の学芸員は1人から数人の少人数体制で、限られた予算をやり繰りしながら運営している。設置者から効果的、効率的な施設運用と経費の節減を図ることが求められるなかで、入館者数を増やすために展覧会やイベントなど対外的な業務に偏り、調査研究や資料収集、整理保管という博物館の基礎的業務は手薄となっている。そのため、現状では博物館本来の各機能をシステムとして循環させることができず、博物館の使命を達成することが困難な事態になっている。

一方、博物館の科研費の状況についてみると、国立館や一部の大規模な公立館などが中心となり、大多数の博物館は対象外となっている。研究機関の指定を受けている博物館の中では、採択件数や採択率ばかりでなく、経費の配分額についても国立館が突出している。それは、国立館の学芸系職員は公立館よりもスタッフ数の確保や分業化が進み、研究に割けるエフォートが確保できることなどが理由だと考えられる。

学術会議が提言するように、学芸員を「一種・二種」に区分し、「一種学芸員」を研究職と認定することについては、博物館のガバナンスが働かなくなり、博物館の運営に支障が生じる懸念がある。学芸員を研究職に認定することは、学芸員の社会的知名度を上げるためには一定の効果はあるだろう。しかし、それは一部の科研費指定を受けた博物館の学芸員に限られたものとなり、大多数の学芸員にとってはキャリアの否定を招き、上下関係による階層化は、博物館の選別化にも発展しかねないことを危惧する。社会教育機関である博物館の差別化はさらに進み、将来的に博物館のすそ野が縮小することにもなりかねない。

むしろ、法改正では、博物館の機能上のシステムが機能するために必要なスタッフ数の確保、施策や事業を実施するために必要な経費の裏づけが確保されるような対策が優先されるべきである。経営資源に乏しい博物館で業務に見合った人員、経費などの適正化がはかられるようになれば、リカレント教育や研修機会の充実、拡大化により学芸員の専門性を高めることが、より可能になるであろう。

学芸員を研究者と認定する仕組みについては、より実態を把握した上での議論が必要であり、学芸員を二区分する必然性についての理由付けも、より明確に整理し慎重な検討が必要と思われる。

註1　日本学術会議史学委員会博物館・美術館等の組織運営に関する分科会（提言）「21世紀の博物館・美術館のあるべき姿―博物館法の改正へ向けて」平成29（2017）年7月20日

註2　日本学術会議史学委員会博物館・美術館等の組織運営に関する分科会　（提言）「博物館法改正へ向けての更なる提言～2017年提言を踏まえて～」令和2（2020）年8月27日

註3　註2，要旨 p.2

註4　公益財団法人日本博物館協会『令和元年度　日本の博物館総合調査報告書』令和2（2020）年9月

註5　註2，p.16

註6　鶴田総一郎 1956「博物館学総論」『博物館学入門』（社団法人日本博物館協会編）理想社、pp.20-21

註7　加藤有次 1977『博物館学序論』雄山閣出版、pp.56-73

註8　倉田公裕・矢島國雄 1997『新編博物館学』東京堂出版、p.12

註9　鷹野光行 2020「博物館法のあるべき姿に向けて」『日本の博物館のこれからⅡ―博物館の在り方と博物館法を考える―』（研究代表者　山西良平）、pp.29-32

〈参考資料〉

博物館の設置者別による科学研究費補助金の採択状況（文部科学省研究振興局『令和２年度科学研究費助成事業の配分について』令和２年 12 月より作成）

（国立）

機関名	新規＋継続					備考		
	採択件数（件）	経費合計（千円）	基盤研究の件数（件）					
			基盤研究A	基盤研究B	基盤研究C	新規応募件数（件）	新規採択件数（件）	新規採択率（%）
国立民族学博物館	67	177,580	5	12	23	39	19	48.7%
独立行政法人国立科学博物館	43	109,258	2	7	25	43	13	30.2%
国立歴史民俗博物館	29	133,380	6	9	8	26	7	26.9%
独立行政法人国立文化財機構東京国立博物館	25	57,460	1	6	9	28	10	35.7%
独立行政法人国立美術館東京国立近代美術館	8	8,320	0	0	6	3	1	33.3%
独立行政法人国立文化財機構九州国立博物館	7	24,960	1	2	2	5	2	40.0%
独立行政法人国立文化財機構奈良国立博物館	5	13,000	1	1	0	3	1	33.3%
独立行政法人国立文化財機構京都国立博物館	4	4,420	0	1	2	7	2	28.6%
独立行政法人国立美術館国立西洋美術館	2	6,630	0	1	1	2	1	50.0%
独立行政法人国立美術館京都国立近代美術館	1	780	0	0	0	0	0	―
合計	191	535,788	16	39	76	156	56	35.9%

（都道府県立）

機関名	新規＋継続					備考		
	採択件数（件）	経費合計（千円）	基盤研究の件数（件）					
			基盤研究A	基盤研究B	基盤研究C	新規応募件数（件）	新規採択件数（件）	新規採択率（%）
北海道博物館	17	19,760	0	2	9	10	5	50.0%
滋賀県立琵琶湖博物館	13	17,160	0	2	7	14	3	21.4%
神奈川県立生命の星・地球博物館	12	9,230	0	0	8	8	3	37.5%
千葉県立中央博物館	11	18,720	0	1	5	17	3	17.6%
神奈川県立歴史博物館	9	8,060	0	0	6	5	0	0.0%
新潟県立歴史博物館	6	7,800	0	0	6	7	3	42.9%
九州歴史資料館	6	15,990	0	1	2	15	4	26.7%
山梨県立博物館	3	2,210	0	0	0	7	1	14.3%
兵庫県立人と自然の博物館	3	5,070	1	0	2	4	0	0.0%
栃木県立美術館	2	2,600	0	0	1	0	0	―
神奈川県立近代美術館	2	2,080	0	0	1	3	1	33.3%
神奈川県立金沢文庫	2	3,250	0	0	0	2	1	50.0%
東北歴史博物館	1	390	0	0	1	2	0	0.0%
群馬県立自然史博物館	1	910	0	0	1	2	0	0.0%
和歌山県立博物館	1	1,560	0	0	0	2	1	50.0%
徳島県立博物館	1	1,690	0	0	0	2	1	50.0%
合計	90	116,480	1	6	49	100	26	26.0%

（指定都市）

機関名	新規＋継続					備考		
	採択件数（件）	経費合計（千円）	基盤研究の件数（件）					
			基盤研究A	基盤研究B	基盤研究C	新規応募件数（件）	新規採択件数（件）	新規採択率（%）
地方独立行政法人大阪市博物館機構（大阪市立美術館、大阪市立自然史博物館、大阪市立東洋陶磁美術館、大阪歴史博物館、大阪市立科学館）	28	29,900	0	1	17	40	10	25.0%
北九州市立自然史・歴史博物館	11	16,380	0	1	8	10	5	50.0%
京都市動物園	3	3,640	0	0	0	2	1	50.0%
合計	42	49,920	0	2	25	52	16	30.8%

（市立）

機関名	新規＋継続					備考		
	採択件数（件）	経費合計（千円）	基盤研究の件数（件）					
			基盤研究A	基盤研究B	基盤研究C	新規応募件数（件）	新規採択件数（件）	新規採択率（%）
横須賀市自然・人文博物館	2	1,560	0	0	1	4	0	0.0%
合計	2	1,560	0	0	1	4	0	0.0%

（公益法人）

機関名	新規＋継続					備考		
	採択件数（件）	経費合計（千円）	基盤研究の件数（件）					
			基盤研究A	基盤研究B	基盤研究C	新規応募件数（件）	新規採択件数（件）	新規採択率（%）
公益財団法人大和文華館	5	5,330	0	0	4	3	3	100.0%
（財）古代オリエント博物館	3	7,280	0	1	2	3	2	66.7%
公益財団法人日本モンキーセンター	2	3,120	0	0	2	1	1	100.0%
公益財団法人泉屋博古館	2	1,950	0	0	1	0	0	―
公益財団法人出光美術館	1	650	0	0	1	0	0	―
公益財団法人立山カルデラ砂防博物館	1	910	0	0	1	0	0	―
合計	14	19,240	0	1	11	7	6	85.7%